

# すすく消費者

島根県 平成22年度 第27号  
消費者教育情報紙

## ■トピックス .....(P1)

・若者を狙う悪質商法の数々

## ■消費者教育の現場から .....(P2-P3)

## ■実践教育事例 .....(P4-P7)

・島根県中学校技術・家庭科研究会

・島根県高等学校家庭科研究会

## ■島根県金融広報委員会からのお知らせ .....(P8)

### トピックス

## 若者を狙う悪質商法の数々

～悪質商法の手口を知ることが被害防止の第一歩です～

### 不当請求

例えばアニメやゲームなどのウェブサイトで、「無料動画」と書かれたボタンをクリックしていくと、利用者の意思に反して会員登録させ、料金を請求します。



- 契約が有効に成立しているとはいえません。
- 安易に支払わないように。
- 興味本位でアクセスしないこと。

### マルチ商法

商品等の販売員となり、購入した商品等を販売して、その人を新たに販売員に勧誘し、さらに販売員をそれぞれ増やすことによりマージンが入ると言う商法。



- 多額の借金と商品の在庫を抱えることになる。
- 友人関係が壊れる。
- 甘い儲け話は要注意!

### アポイントメントセールス

電話やメール、出会い系サイトなどを利用して近づき、「今度会おう」と誘い出し、不意打ち的に商品やサービスを売りつけます。



- 契約しないと帰れない状態にするので要注意!
- 親しげな雰囲気感に惑わされないように。
- いらなくなるときははっきり断る。

### 資格商法

職場などに電話をかけ、資格を取るための講座や教材をしつこく勧誘します。一度契約した人が狙われる2次被害もあります。



- 公的な資格のようで、そうでないものもある。
- あいまいな返事をしないで、はっきり断る。

### キャッチセールス

アンケートなどと称して街頭で呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行って、契約をしない限り帰れない雰囲気にして、高額の商品やサービスを売りつけます。



- 知らない人から声をかけられてもついていけないこと。
- 「無料」「キャンペーン」などの言葉につられないで。

### ネットショッピング

お金を振り込んだのに商品が届かず、相手と連絡が取れなくなったり、広告と違うものが届いたなどのトラブルがあります。



- 相手の名称・住所・連絡先などを控えること。
- 前払いは避ける。
- 返品に関する記載内容は必ず確認しよう。

「しまった!契約を解除したいと思ったとき」→クーリング・オフができる場合があります。

悪質商法に関する相談、クーリング・オフや契約についての詳しいお問い合わせは、  
島根県消費者センター (TEL 0852-32-5916) 石見地区相談室 (TEL 0856-23-3657) まで

## 社会において 主体的に生きる消費者をはぐくむために ～新学習指導要領家庭科の内容から～

島根県教育センター浜田教育センター 指導主事 橋本 景子

小・中・高等学校の学習指導要領が改訂され、小学校は平成23年4月から、中学校は平成24年4月から、高等学校は平成25年度の入学生から、すべての教科等で全面実施となる。小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科（家庭分野）、高等学校の家庭科では、社会の変化に対応し、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験や高齢者との交流の重視、食育の推進とともに、社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ視点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導の充実が求められている。小・中学校は系統性や連続性を重視することから、内容構成がAからDの同一の枠組みとなったが、消費生活・環境に関する内容が「D身近な消費生活と環境」としてまとめられている。小学校では身の回りの生活における金銭の使い方や物の選び方、環境に配慮した物の活用など、中学校では消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴、物資・サービスの選択、購入及び活用などが指導事項となっている。また、高等学校では、高校生の発達課題と生涯生活設計、キャリアプランニングなどの学習を通して、次世代を担うことや生涯を見通す視点を明確にするとともに、生涯賃金や働き方、年金などとの関係に関する指導などを加え、生活を総合的にマネジメントする内容を充実している。生涯にわたる生活経済や多重債務等の深刻な消費者問題、衣食住生活と環境とのかかわりなどの科学的理解とともに、社会の一員として生活を創造する意思決定能力を習得させることとしている。

このように、家庭科は消費者教育に関する内容を多くもっている教科であり、これらの内容や項目のねらいを明確にして授業を構成していきたい。衣食住生活と関連させ、総合的に展開できる題材の工夫や、児童生徒にとって身近でかつ指導に効果的な事例や題材の取り上げ方の工夫も必要である。また、実験・実習、見学、調査、ロールプレイング等の体験的な活動をレポートや発表、論述等で振り返ったり、整理、考察する等の言語活動の充実を図る学習活動の工夫も求められる。

クレジットカードのショッピングの利用枠を使った現金化が問題となっている。商品を購入するという名目で、それほどの価値のない文房具などを高額で購入し、手数料を引かれた差額の現金と商品が届けられるという手口である。クレジットカード決済の仕組みを理解していれば、一時的に現金を手に入れても、後日、クレジット会社から商品購入代金と手数料が請求され、結果として手に入れた現金以上の金額を返済しなければならないことに気付くであろう。また、これはクレジットカードの契約違反であり、規則を知って行った場合、詐欺罪に抵触する可能性もある。新しい手口の問題商法が次々とあらわれる現代社会において、知識や情報をもっていることは大切であるが、自分はどうすべきか、どういう行動が望ましいのかを判断し、行動できる力を身に付けていることが重要である。発達段階に応じた学習活動の中で、知識・技能を習得するとともに思考力・判断力・表現力等を育成することが、将来にわたって変化する社会において主体的に生きる消費者をはぐくむことになるであろう。

## 「消費生活・環境」に関する内容（学習指導要領解説より）

### 【小学校】

#### D「身近な消費生活と環境」

- (1) 物や金銭の使い方と買物
  - ア 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること。
  - イ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。
- (2) 環境に配慮した生活の工夫
  - ア 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること。

### 【中学校】

#### D「身近な消費生活と環境」

- (1) 家庭生活と消費
  - ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。
  - イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。
- (2) 家庭生活と環境
  - ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

### 【高等学校】

#### 家庭基礎

- (2) 生活の自立及び消費と環境
  - エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画
    - ㊦ 消費者問題と消費者の権利
    - ㊧ 生涯の経済計画とリスク管理
  - オ ライフスタイルと環境
    - ㊦ 消費生活と環境とのかかわり
    - ㊧ 環境負荷の少ない生活への取組

#### 生活デザイン

- (2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立
  - ア 消費生活と生涯を見通した経済の計画
    - ㊦ 消費者問題の現状と課題
    - ㊧ 消費者の権利と自立支援
    - ㊨ 消費行動と意思決定
    - ㊩ 生涯の経済計画とリスク管理
  - イ ライフスタイルと環境
    - ㊦ 消費生活と環境とのかかわり
    - ㊧ 環境負荷の少ない生活への取組

#### 家庭総合

- (3) 生活における経済の計画と消費
  - ア 生活における経済の計画
    - ㊦ 家計と経済
    - ㊧ 資金管理とリスク
    - ㊨ キャッシュレス社会とその課題
  - イ 消費行動と意思決定
    - ㊦ 消費者の意思決定とその重要性
    - ㊧ 生活情報の収集・選択と活用
  - ウ 消費者の権利と責任
    - ㊦ 社会の変化と消費生活
    - ㊧ 消費者問題の現状と課題
    - ㊨ 消費者の権利と自立支援
- (4) 生活の科学と環境
  - エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立
    - ㊦ 持続可能な消費
    - ㊧ 環境保全に向けたライフスタイルの確立



## 「賢い消費者になるために」

～悪質商法に関する教材の工夫～

島根県中学校技術・家庭科研究会  
(鹿足郡技術・家庭科研究会)

### 1. はじめに

今回授業実践したところ、生徒が買い物をする機会が少なかったり、悪質商法の名称や内容、手口などを知らなかったりするという実態があった。

悪質商法による被害の報告を聞くたびに、同じような被害者を出さないためにも、生徒たちにしっかりと知識や技能を身につけさせる必要があると感じた。悪質商法による被害は存在し、中学生が被害者となる可能性も十分にあり得る。被害にあわない予防法や被害にあったときの対処法を伝える必要性を強く感じ、悪質商法に関する教材の工夫を考えた。

### 2. 学習の重点

トラブルに遭遇しないために、普段から悪質商法をはじめ商品の売買について、消費者の立場から身につけておきたい知識やしっかり対応できる態度を養っておきたい。しかし、生徒を取り巻いている環境を考えると、現実の問題として捉えることが難しい生徒も少なくない。こうした生徒の実態から、より身近な問題として取り扱っていくための教材を工夫する上で、次の2点に重点を置いた。

- ①生徒が悪質商法の被害にあった場面を、できるだけ現実に近い状態で再現する。そのために、ロールプレイングや劇、架空請求のはがきを見せるなど、疑似体験や具体的な事例を取り入れた授業を行う。
- ②島根県が発行している「くらしのアドバイス」など、資料収集を行い活用する。



### 3. 実践事例

事例1 ～劇を通して考える（くじ引き商法）～  
劇『くじ引き商法』の内容

本屋さんの外でくじ引きをしていたので、引いたら2等賞があたった。（このくじ引きは誰でもできる）商品は、有線放送の機械。「ここに商品がないので、自宅への郵送となります。住所を書いていただけますか？」と言われた。こんな時、あなたならどうする??

教員：悪質業者 生徒2名：通りすがりの人

劇『くじ引き商法』を見た生徒の感想（ワークシートより）

- ・無料でくじ引きができるからといって、何も考えることなく引かずに良く考えてから引きたい。
- ・私も1回お店を出てすぐ「くじを引きませんか」と言われたことがあります。私はくじを引いて特等だったけどお母さんははずれでした。特等の賞品は今日勉強したのと同じだったのでちょっと怖いです。
- ・自分ならきっとだまされていたと思います。
- ・自分がその場にいたらくじを引いていると思う。
- ・怪しい＝断る
- ・ちょっとしつこく言っていたので、断りにくそうでした。



## 事例2 ～ロールプレイングを通して考える～

ビデオ（文化祭で先輩が演じた劇「悪質商法」）を視聴した後、売り込み側と売り込まれる側とに別れてロールプレイングをし、商品の売買を体験する。

下記の条件をもとにして、グループごとに売り込む側と売り込まれる側に分かれ、それぞれの立場が有利展開するための作戦を考えた後、5分間程度ロールプレイングをする。その後、それぞれの立場から感じたことを発表し合い、トラブルに合わないためにはどうしたらよいか考える時間をもった。

路上で2人の女性に会いました。スーツ姿なので、おそらく某会社の従業員だと思います。売り込む商品は、料理用なべて、とても使いやすく、何といても省エネ対応の商品です。ばら売りもできますが、セット購入の方が格安です。（金額は売り込む側で考えましょう）

### 演じる前に考えたこと

＜売り込み側＞相手をとにかくうまく説得しよう。商品にいい印象を持たせるように説明しよう。

＜買い手側＞話をどんどん聞き入れるのではなく、意志の強い言葉でできるだけ早く話を断ち切る。

### 演じてみて思ったこと

＜売り込み側＞買い手をその気にさせるのが特に難しかった。帰ろうとする人を止めるのも難しかった。

＜買い手側＞買わなかったが、なかなか振り払うことができなかった。

### 生徒の感想より

- ・買い手の立場を考えて、絶対にだまされて買ってはいけないという気持ちをもつことができた。
- ・商売は難しい～～
- ・実際にやってみないと分からないと思うことがたくさんあった。
- ・本当にやっている人は、もっとうまい手口で迫ってくるのだろうけど、断りにくい。
- ・訪問は、急にくるからどのような対応をすればいいのか、どのようにしたら断ることができるか、自分だったら考えることがあまりできないと思った。

### ＜生徒のワークシートより＞

家庭科 学習プリント

～ VTRを見て 考えよう ～

- ① あきら君は困っていますが、あなたはどんな方法で解決するのがよいと思いますか。  
 (ア) ～ (エ) より選びましょう (〇をつけましょう)  
 (ア) あきら君は、販売店の言う通りに支払う  
 (イ) あきら君は、支払う必要はない  
 (ウ) 商品の差額だけ支払い、送料は払う必要はない  
 (エ) その他 【 ケーリングオフで、解約して、新しい商品を買う 】

- ② あきら君が失敗したのはなぜでしょうか。問題点をまとめてみましょう。

問題点	あきら君 よく調べないで、注文した。
	販売店 カタログがわかりにくい、大切なお客を見えにくいところに置いていた。字が小さい。

- ③ VTRの内容を見て、どう思いましたか。

- ・自分の商品が気に入らないうちは、ケーリングオフすればいい……と思っていたけど、あきら君の場合は、それができなかったりで、びっくりした。買う側にも、責任があることが分かった。
- ・消費生活センターなど、相談できるところがあることをはじめて知った。

- ④ これから契約をするときにはどんな事に気をつけたいですか。

- ・カタログや広告の表示をよく見る
- ・高いものを買うときは、親に相談する
- ・トラブルにあった時は、消費生活センターに相談する

## 事例3 ～ビデオ「あきら君の失敗」の視聴を通して考える～

ビデオの内容から、消費者側と販売店側のそれぞれの問題点を考えると同時に、正しい契約について知る。さらに、消費者を守るしくみや消費者の権利と責任について知り、よりよい消費者としての自覚を高める。

学習のねらいに合わせ、ビデオを区切りながら視聴し、それぞれの場面でワークシートを利用して考える。

## 4. まとめと課題

資料として活用した「くらしのアドバイス」に、悪質商法や、トラブルの解決方法がわかりやすくまとめてあり、生徒が理解する上で役立った。また、平成22年1月12日より「消費者ホットライン」が設置されたことも、リアルタイムで伝えることができた。劇やロールプレイングなどを通して、悪質商法の被害にあった場面をできるだけ近い状態で再現することにより、「自分の身にも起こりうること」として認識する機会となったのではないと思われる。

インターネットや携帯電話、テレビショッピングの普及などにより、消費者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、中高生の被害が急激に増えている。こうした状況の中、トラブルに巻き込まれないようにするにはどのようにしたらよいか、巻き込まれた場合どのように対処すればよいかなどの知識や態度をより確かなものにするための資料収集や授業展開の方法などについてさらに深めていく必要がある。そして、社会生活を送る上で、世の中の動きに対応していく力を身につける生徒の育成に努めていきたい。

# 自立した消費者を育てるために

～家政科での4年間の学習を通して～

島根県高等学校家庭科研究会  
(実施校: 松江南高等学校宍道分校)

## 1. はじめに

本校は定時制高校の家政科であり、4年間の学習を通して発展的に家庭科の専門科目を学習する。そして、1～4年までの各関連科目の中で、系統的に積み重ねて学習効果を上げられるようにねらいを設定している。その中で、生徒の実態に応じた課題や題材を設定し、生徒が主体的に取り組めるような授業方法や教材・教具等を工夫している。そして、学習したことを日々の生活に生かし、生活の自立をめざしていけるような生きる力を育むことをねらいとして実践している。

## 2. 家政に関する専門科目の構成

	1 年	2 年	3 年	4 年			
衣生活分野	生活産業基礎	家庭総合	服飾文化	被服製作 服飾手芸	課題研究		
食生活分野				フードデザイン		調理	食文化
ヒューマンサービス分野				家庭看護・福祉		家庭看護・福祉	児童文化 発達と保育
福祉		ボランティア基礎		社会福祉実習			
情報	家庭情報処理						
学校設定科目	郷土生活文化	ボランティア基礎	生活教養	社会福祉実習			

## 3. 実践の概要

1～4年までの各関連科目の中で、系統的に積み重ねて学習することに併せて、異なる科目において、それぞれの視点から共通する題材を取り上げて、多面的に学習することも生徒達の自立した消費者としての意識や目を育てることにつながると考えるが、そのようなことができるのも家政に関する専門科目の多い家政科ならではのことである。

ここでは、その一例として、次のような食領域での実践を紹介する。

{題材} 米

1 年	「家庭総合」	米の栄養的特徴, 炊飯の原理, おにぎりの作り方, 実習: 炊飯 (おにぎり)
	「生活産業基礎」	材料の購入, 費用, 市販品との比較
	「郷土生活文化」	島根の産業, 農作物自給率, 地元産の米
2 年	「フードデザイン」	地元産の米, 実習: 米料理 (炊き込みごはん)
3 年	「調理」	全国の米産地, 実習: 米料理 (寿司)
4 年	「食文化」	外国の米, 実習: 米料理 (ピラフ)

## 郷土生活文化

島根の産業 農作物自給率  
地元産の米（仁多米など）

## 生活産業基礎

## 家庭総合

米の栄養的特徴 炊飯の原理  
おにぎりの作り方 実習：おにぎり



材料の購入（産地、値段）  
おにぎり一個分の費用  
市販品との中身・値段の比較

郷土生活文化学習指導案			
日 時：平成21年6月16日（月）4校時 場 所：1年B組教室 指導者：〇〇〇〇			
1. 題 材 「島根の農業について学ぼう」			
2. ねらい ・島根の農業や農作物自給率の現状について理解し、地元産のいるいな米について知る。			
3. 展 開			
段階	学習活動	教師の支援	教材・教具
導 入	本時の学習内容を確認する。	本時の学習内容を提示する。	
展 開	島根の農業について知る。	主要農産物の表を見て、地図の中に記入するよう指示する。机周遊して、（島根の農作業の様子を見ながら適宜声かけをする。	資料A（島根の農作物自給率）
	島根の農作物自給率について知る。	農作物自給率の現状について資料を示す。パナゾウにより視覚的に自給率の変化と現状が分かりやすいようにする。	PC（農作物自給率）
	地元産の米産地といるいな米について知る。	地元の米産地について資料を示し、いるいな米を見せる。パナゾウや実物により視覚的に分かりやすいようにする。実物（米）	PC（地元産米産地） 実物（米）
ま と め	本時のまとめをする	本時のまとめをし、次時の予告をする。	
4. 評 価 ・島根の農業への関心を持って意欲的に取り組むことができたか。（関心・意欲・態度） ・農作物自給率の現状および地元産の米についてわかったか。（知識・理解）			

生活産業基礎学習指導案			
日 時：平成21年6月17日（水）2校時 場 所：1年B組教室 指導者：〇〇〇〇			
1. 題 材 「おにぎりから考える～地元産米と手作り～」			
2. ねらい ・いるいな米の産地と値段の産地について知り、市販品と手作りの値段や中身の違いについて理解できる。			
3. 展 開			
段階	学習活動	教師の支援	教材・教具
導 入	本時の学習内容を確認する。	本時の学習内容を提示する。	
展 開	いるいな米の産地と値段を発表する。	前時の材料購入で調べた米の産地と値段を発表するよう指示する。模造紙に表を書いて分かりやすく発表するよう伝える。	食品成分表
	おにぎり1個あたりの費用を計算する。	計算しやすいようにワークシート式のプリントを準備する。	プリント
	市販品と手作りを比べる。	市販品と手作りの値段や中身を比較しやすいように、市販品の表示を実物設置が設置を促してわかりやすくする。表示を書き写せるようにワークシート式のプリントを準備する。	実物提示袋 プリント
ま と め	本時のまとめをする	本時のまとめをし、次時の予告をする。	
4. 評 価 ・いるいな米の産地と値段について、意欲的に発表したか。（関心・意欲・態度） ・おにぎりの費用を正確に計算することができたか。（技能・表現） ・市販品と手作りの値段や中身の違いがわかったか。（知識・理解）			

家庭総合学習指導案			
日 時：平成21年6月17日（水）4校時 場 所：1年B組教室 指導者：〇〇〇〇			
1. 題 材 「炭水化物とその食品」			
2. ねらい ・米の栄養的特徴と炊飯の原理について理解し、おにぎりの作り方のポイントがわかる。			
3. 展 開			
段階	学習活動	教師の支援	教材・教具
導 入	本時の学習内容を確認する。	本時の学習内容を提示する。「生活産業基礎」の学習を想起させ、関連性を強調する。	
展 開	米の栄養的特徴がわかる。	栄養的特徴が分かりやすいカラーグラフの食品成分表を用いる。	食品成分表
	炊飯の原理がわかる。	炊飯による米の変化の写真を実物提示袋を使用して、生徒が視覚的に理解しやすいようにする。	写真（炊飯） 実物提示袋
	おいしいおにぎりを作るポイントがわかる。	各家庭のおにぎりや好みの形などの発表により、実習への意欲を喚起する。どの生徒も前に出て黒板に書いたり、発表したりできるように配慮する。カラー写真のおにぎりのレシピを用意して、イメージしやすくする。	レシピ
ま と め	本時のまとめをする	本時のまとめをし、次時の予告をする。	
4. 評 価 ・米の栄養的特徴がわかったか。（知識・理解） ・炊飯の原理がわかったか。（知識・理解） ・おいしいおにぎり作りへの意欲を持って取り組んだか。（関心・意欲・態度） ・おいしいおにぎりを作るポイントがわかったか。（知識・理解）			

## 調理実習



## 生徒の感想

反省・感想  
島根の農業について勉強して、米がたくさんとれることがわかった。毎日食べる主食だから、地元でとれるおいしくて、安全な米を選びたいと思った。

反省・感想  
皆と一緒におにぎりを作って食って楽しかったし、おいしかった。いつも家では白米を食べているけど五分づき米だとけっこうおいしい栄養もあるので、家でも試してみたい。

これらの一連の授業を通して、生徒達は島根の米産業や米の栄養素等についての知識を身につけ、考えて選んで購入したり食べたりする基礎的な力を身につけたようである。自分の意見を出しやすくお互いに協力しながら取り組める少人数学習も分校ならではのもので、効果的だったようである。家政科での4年間の学習の基礎として、このような形の学習を取り入れたことは有効であったと思う。

## 4. おわりに

以上のような取り組みを通して、生徒達の中に消費者としてどうあるべきかを考えて行動しようという姿勢が、少しずつ培われてきたように思う。今後、生徒がより主体的に学べるような効果的な教材・教具や授業方法を工夫したり、他の領域においても自立した消費者を育てるための工夫をしていきたい。



# 島根県金融広報委員会からのお知らせ

## 金銭・金融教育の現場から

当委員会では、子どもたちの「生きる力」を養うために、中立・公正な立場から金銭・金融教育の支援を行っています。

### 金銭・金融教育とは…

金銭やモノに対する健全な価値観の習得  
金融や経済のしくみに関する学習  
消費者教育  
職業観の育成  
など様々な教育分野と関わる幅広い取り組みです



県内の金銭・金融教育研究校での取り組みの一部を紹介します。

#### ★益田市立中西小学校（平成 22・23 年度 金銭教育研究校）

総合的な学習の時間において、児童が地域のボランティアの方とともに育てたお米を米粉にしてお菓子を作り、文化祭で販売しました。

その過程において、消費者の視点に立ったポスターやチラシを作製したり、価格設定や販売方法を工夫するなど、金銭教育の視点を取り入れました。

#### ★奥出雲町立仁多中学校（平成 21・22 年度 金融教育研究校）

社会科（公民）の授業において、経済活動を身近なものとしてとらえるために、自ら「ハンバーガーショップの経営者」になって、出店先を考える授業を公開しました。

生徒はグループ毎に分かれて、集客力や流通などを踏まえて、プラス・マイナス面を広い視野で考え、「駅前で人通りがある場所がいい」「郊外で駐車場が広いところで」など、様々な意見を発表し合いました。

#### ★島根県立情報科学高等学校（平成 21・22 年度 金融教育研究校）

課題研究の時間において、日本銀行松江支店を見学しました。

実際に職員が働いているところをロビーから見学したり、日頃何気なく使っているお札の偽造防止技術について説明を受けました。また、「景気」や「金利」に関する話しを聞き、経済についての関心を持つきっかけとなりました。

## 講師派遣や資料提供を行っています

「お金やものの大切さ」「金融経済に関すること」「消費者トラブル」などに関する授業のゲストティーチャーとして、金融広報アドバイザーなどの講師を招いてみませんか？

また、金融教育などの授業に役立つ「はじめての金融教育－ワークシート付き入門ガイドと実践事例集－」、社会に出て経済面・消費生活面で「ひとり立ち」するために必要な基礎知識が学べる「これであなたもひとり立ち」など、金融広報中央委員会が発行する金銭・金融教育に関する資料を無料で提供しています。

当委員会事務局（TEL：0852-32-1509）までご連絡下さい。

<お問い合わせ先> 島根県金融広報委員会事務局  
〒690-8553 松江市母衣町55-3 日本銀行松江支店内  
TEL：0852-32-1509 FAX：0852-32-2042  
<http://www3.boj.or.jp/matsue/kinkoui/kinkoui.html>



編集・発行／島根県・島根県教育委員会 平成23年1月発行

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室

TEL(0852)22-5103 FAX(0852)32-5918

ホームページURL (<http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/>)

本紙に対する御意見・御要望を  
お寄せください



R100

※環境にやさしいベジタブルインクを使用しています。

古紙配合率100%再生紙を使用しています